

## 仕 様 書

- 1 業務名称 ○○選挙における啓発ラジオスポット放送業務  
( r a d i k o . j p 含む)
- 2 契約期間 契約日～令和○年○月○日(○)(投票日から概ね10日後まで)
- 3 放送期間 投票日一週間前(日)～投票日(日)(8日間)
- 4 放送内容 ○○選挙の投票日を周知し、投票参加を呼びかけるもの
- 5 放送時間 20秒
- 6 放送局 朝日放送・毎日放送・ラジオ大阪・FM802・FM O S A K A
- 7 放送回数及び時間帯 各放送局において、次の各時間帯内で下記の回数を放送する。

時間帯	7日 前	6日 前	5日 前	4日 前	3日 前	2日 前	前日	当日
6時～9時	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
12時～18時	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
21時～24時	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	0回

計 1局38回(5局190回)

- 8 放送素材
  - (1) 受注者において制作するものとし、内容については協議のうえ決定する。
  - (2) 種類は、前々日まで用、前日用及び当日用の3種類とする。
  - (3) ナレーターを起用すること。
  - (4) BGMの使用を指示する場合がある。その場合は別途音源を提供する。
- 9 r a d i k o . j p について
  - (1) スポットシンクロとする。
  - (2) CM音源のWAVデータ(44.1kHzステレオ)及びスポットバナー画像等関係素材は受注者において制作する。(ポスター等デザインは本市から提供する。)また、トピックステキストの文言は、協議のうえ決定する。
- 10 再委託の禁止
  - (1) 本業務委託について、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
  - (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託

内容、再委託金額を公表する。

- (4) 発注者は、(3)の承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 11 その他

- (1) 政治団体の名称等を連想させるような番組又はコマーシャルと前後して放送しないようにすること。
- (2) 放送素材(CM音源)を収録したCD-R1枚を本市保存用に作成すること。
- (3) 業務を完了したときは、各放送局の放送確認書を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。
- (4) 本仕様書に記載がないこと及び疑義を生じた場合は、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (5) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (6) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (7) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (8) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先：06-6208-8571)に報告しなければならない。

## 車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境管理課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。